

令和5年度第1回

堺市景観審議会

日時 令和5年7月20日（木）
午後3時00分

場所 堺市役所 本館3階 第2・第3会議室

都市景観室

○出席委員（9名）

会 長 下 村 泰 彦
委 員 花 田 眞理子
委 員 寺 地 洋 之
委 員 松 本 優
委 員 湊 口 光 男

委 員 太 田 照 美
委 員 林 倫 子
委 員 天 野 隆 次
委 員 小 野 伸 也

○案件

堺市景観計画改定の方向性について

(午後3時00分開会)

○司会

お待たせいたしました。定刻になりましたので、只今から、令和5年度第1回 堺市景観審議会 を開催させていただきます。

本日の司会をつとめます、都市景観室 主幹の大石と申します。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、事務局よりお願いがございます。携帯電話をお持ちの方はお手数ですが、電源をお切りいただくようお願いいたします。

本日は、京都大学教授 中嶋委員と、和歌山大学教授 宮川委員、市議会議員 西川委員につきましては、所要のため欠席する旨のご連絡をいただいております。なお、本日出席いただいております委員は、定足数に達しておりますので、ご報告申し上げます。

また、本審議会の会議については公開することになっております。会議の記録のため、事務局で必要に応じ、写真撮影・録画・録音等をいたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。1点目が「会議次第」、2点目が「配席図」、3点目が「堺市景観審議会委員名簿」、4点目が 資料1「堺市景観計画の改定について」両面印刷で5枚となります。5点目が参考資料1「堺市景観計画の概要について」、6点目が 参考資料2「現行計画で位置づけされた景観構造等」両面印刷で1枚となります。7点目が 参考資料3「景観特性の現状把握調査」両面印刷で2枚となります。8点目が 参考資料4「市民・関係人口・事業者の意向把握調査（抜粋）」両面印刷で2枚となります。以上、不足の資料はございませんでしょうか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。下村会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

○下村会長

堺市景観審議会の会長を仰せつかっております 下村でございます。本日も忌憚のないご意見、景観計画の見直しがうまく、さらによくなるように、みなさま方から景観計画についてご意見いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議録の署名人につきましては、林委員及び小野委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

それでは、案件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（仲村主査）

都市景観室の仲村です。「堺市景観計画の改定の方向性」についてご説明いたします。前回審議会においても、改定の方向性をお示しさせていただきましたが、内容が少しわかりにくく、委員の皆様十分に審議していただけなかった部分がありましたので、今回、現行計画のうち主に改正する箇所について、お示しさせていただき、さらに詳細の内容についてもお示しさせていただく次第です。

お手元の資料1をご覧ください。1ページ目に主な改正点を、2ページ目以降に、それぞれの改正点の詳細を記載しています。

本日の審議会では、資料1の中央に示します主な改正点についてご審議いただきますが、主な改正点①の基本方針の再構成については、前回の景観審議会にて方向性について概ねご審議いただいておりますので、内容の確認としたいと考えています。

改正点②～④については、具体的な改正案の内容についてご説明させていただきますので、ご意見があれば頂戴したいと思います。⑤については、景観計画とは別冊となります。⑥のその他についても今後本編を作成していく中で記載していく予定です。⑤、⑥については、他都市で参考となる事例や具体的な提案など今後に向けてご意見いただきたいと思います。

では 説明に入らせていただきます。資料1ページ目をご覧ください。一番左の改定の背景についてですが、こちらは前々回の審議会にて報告させていただいた内容になります。

1点目が「上位計画・関連計画の反映」として、「堺市基本計画2025」や「堺市都市計画マスタープラン」など新たに策定された上位計画や関連計画の内容を踏まえた修正を行います。2点目が「景観計画策定時からの地域の変化」として、平成23年の景観計画策定から10年が経過した中での地域の事業状況や、新たなエリア動向を考慮した修正を行います。3点目が「重点地域での取組の強化」として、現行の計画で「重点的に景観形成を図る地域」に位置づけられている堺環濠都市地域について、現状やエリア特性を踏まえた景観施策を検討します。4点目が「行為の届出等の業務遂行上の課題に対応した変更」といたしまして、現在、大規模建築物の届出等で景観についての協議を行っているところですが、運用を開始した当初はなかった技術的な進歩や、デザインのトレンド等、社会や時代の変化に合わせた対応や、さらに事業者がイメージしやすいよう表現の変更及びガイドラインの充実を行います。

以上の背景を踏まえまして、その右側に示す4点の現状把握を行いました。

1点目、上位計画や関連計画の確認として、「堺市基本計画2025」や「SDGS未来

都市計画2021～2023」など、上位・関連計画の内容を確認し、景観形成方針など、修正すべき文言の確認を行いました。2点目、景観特性の現状の把握として「重点的に景観形成を図る地域」である百舌鳥古墳群周辺地域と堺環濠都市地域の2地域と、現行計画策定後、大きく変容した地域及び、今後、公共事業が予定されているなど、変容する見込みのある16地域に対して、景観特性や色彩特性の把握や、現状の景観施策の分析を行いました。3点目、市民意識の調査として、市民や来訪者などの関係人口および事業者へのアンケートを実施し、景観施策等に対する市民意識の把握を行いました。4点目、景観施策の現状の把握として、平成23年からの景観施策の運用実績として、大規模建築物等の届出や、景観地区の認定申請、その他啓発等の景観施策について検証を行いました。

これらの課題の抽出や現状の把握を踏まえた主な改正点を、その右側に示しています。さらに、資料の一番右側に、現行計画の章・目次立てを載せ、今回の改正点との関係が分かるようにしていますので合わせてご覧ください。

今回改定における主な改正点は6点です。1点目が「基本方針の再構成」、2点目が「地域別景観形成方針の見直し」、3点目が「公共事業の積極的な景観形成の追記」、4点目が「堺環濠都市地域の基準強化」、5点目が「ガイドラインの改正」、6点目が「その他」です。

改正点の具体的な内容についてご説明いたします。以降の説明につきましては、改正点①、それから②③④、最後に⑤・⑥と区切って説明させていただきますので、それぞれの区切りごとに時間を取って、確認及びご審議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは改正点①から始めさせていただきます。資料2ページをご覧ください。また、現行計画では、14ページの内容になりますので合わせてご参照ください。

改正点①基本方針の再構成ですが、こちらは前回審議会において概ねご審議いただいておりますので、内容の確認となります。方針としての内容は、新たに策定された上位・関連計画を踏まえても大きく変わらないことを確認しております。一方で、前回の審議会でも、方針にストーリー性を持たせたらどうかというご意見をいただいたことも踏まえ、上位・関連計画でも、めざすべき都市像や将来像をまず打ち出していることから、これまで3番目に記載していた、都市像を記載している「活力あるまちの顔」を1番目に持ってきております。

①「活力ある“都市空間”をつくる」として、都市の魅力を高め、人々の交流をつくり出すことで活力を生み、持続的に発展する都市の実現をめざします。次にそのような都市の実

現に向けて、②「“堺文化”の個性を守り育む」として、自然や歴史・文化資源を守り育むことで、③「“堺で暮らす”魅力を高める」として、暮らしや地域の魅力を高め、結果的に市民が愛着をもてるような都市に発展していくという流れを重視しています。

また、本文中には「多様性」「都市魅力」など上位計画で記載されているキーワードを追記します。以上で改正点①の説明を終わります。

○下村会長

はい、ありがとうございます。現状の課題を踏まえて、前回の計画案、計画から、この基本方針の改定案が出てまいりました。大きく3つに別れての御紹介でしたが、本件について何かお気づきの点があれば、皆様のほうから御意見頂戴したいと思います。いかがでしょう。

これ、順番自体には何か意味があるのでしょうか。一番上をやっぱり主眼に考えておられるのか。3つ、順番はともかく、同じウエイトで取り組んでいくという、そういう位置づけでよろしいのでしょうか。活力が一番最初に来てますよね。で、歴史が来て、それから魅力があると。いかがでしょう。特段、順番は。

○事務局（仲村主査）

3点とも特に力を入れていくというところなんですけど、今回、ストーリー性を持たせたらどうかという意見をいただいたので、ちょっとストーリー性の話でちょっと順番を入れ替えさせていただきました。

○下村会長

これについては全部やっていくという理解でよろしいですよ。何か委員の皆様からお気づきの点ございましたら。特に赤字の部分。これは追記された部分かと思しますので、この辺り、10年間、十数年間見直しをかけたか、これから10年を見据えたときにこのキーワードでいいか。これは、これから本市の景観行政を進めていく非常に重要な視点になると思いますので、この辺りしっかり固めていきたいと思っております。

特によろしいですか。現在の市の状況や、市の政策状況、市、市民の方や議会のほうからも御出席賜っておりますし。特によろしいでしょうか。府のほうでも。はい、どうぞ。

○花田委員

御説明ありがとうございました。今、会長おっしゃられたように、「活力あるまちの顔をつくる」というところは「活力ある都市空間をつくる」というふうになっておりまして、堺の都市というところに重点を置いた方針かなと思っております、これはこれで方向性がはっきり分かるので、分かりやすくなったなというふうに感じました。以上です。

○下村会長

はい、ありがとうございました。大きな意味で、都市空間というのは自然地域も入った都市という理解もできるかと思えます。中心市街地やその沿線部のみならず、景観計画で最初に挙げられている点で自然地域ですよ。これも景観の一応対象になってございますので、

この辺りも含めて市街化調整区域も含めたような形での景観整備、景観の維持、自然景観の保全、この辺りもしっかりと都市空間を活性化しながら考えていくという部分にもつながっていかうかというふうには思いますので。この都市空間というキーワードでよろしいんじゃないですかという、応援演説いただきました。

ほかよろしいでしょうか。そしたら大きな景観計画の流れの中で、この基本方針については、これで決定させていただきたいというふうに思います。1つずつ詰めてやっていくということでございますので。

ありがとうございます。では次に参りたいと思います。次はそしたら、また説明いただいてよろしいでしょうか。

○事務局（仲村主査）

それでは、改正点②～④についてご説明いたします。改正点②地域別景観形成方針の見直しについて 資料3ページをご覧ください。

現行計画では、27ページからの第3章、7つの地域別の景観形成方針の内容になります。この地域別の景観形成方針は、先ほどの基本方針のもと、地域の景観を読み解き、地域特性に応じた景観形成を進めていくために定めた方針です。地域の分類は、現行計画の10ページにも示していますが、南部丘陵から大地、平地、海へとなだらかにつらなる「自然景観」と古代から現代にいたる長い歴史の中で築かれてきた「歴史・文化景観」、市街地形成の経緯による特徴がある「市街地景観」の3つの視点から読み解き、全市域を7つの地域に分けています。大きな枠組みでの地域分けとなっており、改定のたびに変えるものではないため、今回の改定においても7つの区分はそのままとしています。その、各地域の方針について、上位計画及び関連計画や現状の景観特性に合わせ、文言の追記や修正を行います。

上位・関連計画からは、「堺市基本計画」で示されている、10年後の空間像やエリア戦略などとの整合を図ります。また、都市計画マスタープランや堺都心未来創造ビジョンなど、関連計画における、めざす方向性などとの整合を図ります。

景観特性の現状の把握の調査からは、計画策定後の10年間において、実施された開発事業や公共事業等による景観の変化や、また、現在進行中の事業や、計画中の事業についても景観形成の方針に反映します。

各地域別の改正案につきましては、資料の6ページ以降に記載しておりますので、まずは都心・周辺市街地景観の改正案について、資料6ページをご覧ください。現行計画からの変更箇所は赤字で記載しております。また、各地域別の景観形成の目標は、変更しておらず、目標を実現するための方針を変更しております。

1点目、都心については、「堺都心未来創造ビジョン」でより具体的なビジョンが示され

ており、このエリアの特性である「多様な都市機能の集積」やそれら資源の活用により、多様な主体を惹きつける都心部という観点を追記しています。2点目、大小路筋や大道筋についても、「堺都心未来創造ビジョン」で示されたSMIプロジェクトの観点から、ウォーカブルなシンボリック空間の形成、交通結節点のにぎわい空間化等の新たな観点を追記、3点目、百舌鳥古墳群周辺地域では、平成28年度に景観地区に指定し、景観誘導を進めていることや、令和元年度の世界遺産登録を契機として、国内外から人が訪れるおもてなし空間としての観点を追記しています。

次に、資料7ページの近郊市街地景観では、1点目、中百舌鳥都市拠点については、基本計画において、イノベーション創出拠点に位置付けられており、事業も進んでいることを踏まえてイノベーション拠点にふさわしい景観とすることを追記、新金岡駅周辺についても、大規模な公的住宅団地の更新を踏まえて、豊かな緑や利便性を活かしたにぎわいの観点を追記、深井駅周辺についても、地域活性化事業が進んでいることを踏まえて、景観資源を活用した交流のにぎわいの観点を追記しています。

続きまして、資料8ページ、左側の郊外市街地景観、真ん中の田園景観につきましては、文言の微修正のみとなっています。右側の丘陵地景観では、一部地域で大規模な住宅開発が行われ、新たな景観特性が生じていることを踏まえて、3点目に、まとまった住宅地に対して周辺の景観への配慮を追記しています。

資料9ページ、左側の丘陵市街地景観では、1点目、泉北ニュータウンについては、基本計画や都市マスで示されている、このエリアの特性である「豊かな緑空間と多様な都市機能との調和」の観点や多様な世代で賑わい、交流する拠点形成の観点を追記しています。

最後に、右側の臨海市街地景観では、3点目、基本計画や都市マスに示されている、商業機能や親水空間、スポーツ・レクリエーション機能の強化による拠点の形成の観点を追記しています。地域別景観形成方針の見直しについては、以上となります。

資料は4ページにお戻りください。次に、改正点③公共事業の積極的な景観形成の追記についてです。

市民や事業者などへ行いましたアンケートの結果、資料のグラフにみられますように、水辺や公園、道路空間などの公共空間の活用によるにぎわいづくりや、駅周辺や道路及び橋など、公共施設の景観整備といった公共事業による景観形成について、今後特に力を入れてほしいとの意見が多く挙げられていました。この10年間の景観施策に対する評価としましても、公共事業により整備された駅周辺や公園といった景観が一定評価されていました。

景観特性の現状の把握調査においても、写真を載せていますように、堺東駅前のように公

公共事業を契機として景観が良くなっている事例がある一方で、既存の公共施設において、隣接する民間の工場と比較しても、緑化への配慮が欠けている事例がみられており、公共事業に対して、さらなる景観への配慮を促す必要があると考えます。また、今後、駅周辺の拠点などを中心に、様々な公共事業が予定されており、景観の変化が想定されることから、今回、公共事業による景観形成の内容を充実させています。

現行計画94ページでは「公共事業による景観形成」として、ひとくくりに大きな考え方を載せていたものを、今回は、資料4ページの改正案のように、各公共施設ごとに公共施設の整備方針を明記しました。また、それぞれの方針を分かりやすくし、内容を充実させています。

続きまして、改正点④堺環濠都市地域の基準強化です。資料5ページをご参照ください。堺環濠都市地域については、現行計画98ページに、「重点的な景観形成を図る地域」として位置付けていますが、具体的な区域や方針・基準などは定めていませんでした。

今回、市民意識調査や現況調査結果を踏まえ、更なる景観誘導を図るため、区域や対象規模を設定の上、景観形成基準を定めることとしました。まず、この環濠エリアに対して市民意識調査を実施しましたが、8割以上の方が「環濠エリア内で積極的に景観形成を図るべき」と答えています。

また、それぞれの地区の特性に応じて、環濠都市の名残をとどめる貴重な景観の保全やにぎわいに寄与する景観形成等を進めることなどが求められています。

次に、現況調査では、大規模建築物は、これまでの景観誘導もあり、周辺景観に配慮されていますが、届出対象外となっている中規模建築物が目立つ色彩の建物が点在している様子などを確認しています。

これらを踏まえまして、区域の設定としましては、「堺市歴史的風致維持向上計画」において、重要文化財や指定等文化財、町家などの歴史文化資源や歴史的まちなみが集積し、歴史・文化情勢に大きく影響を与えてきた区域として重点区域に位置付けられている「堺環濠都市区域」の範囲と同じとします。

届出の対象としましては、現行の届出対象である大規模建築物に加えまして、現況の調査で比較的突出した色彩が目立った中規模建築物を誘導の対象に加えます。対象規模としては、高さが10mを超えるもの、地上4階以上のもの、延床面積が500㎡を超えるものとしています。

誘導基準の内容としては、中規模建築物は、大規模建築物よりは圧迫感を感じにくいことや、環濠都市地域内では多様な景観の特性を有した市街地が分布しており、賑わいの創出に

つながる大事な要素の一つであることから、明度の基準は設けないこととし、彩度の基準も、大規模建築物の彩度の基準より少し緩めて、誘目性の高い色である 橙色・赤色・黄色系を使いやすくすることとします。基準は、右の表に示す通りです。環濠エリア内の地区の特色が多様であることから、このように、色彩の大枠の基準を設けることとし、事前協議の中で、多様な特色に合わせた景観誘導を図ることとします。

地域特性への配慮として、大小路筋や大道筋での沿道景観や北部地区における歴史的まちなみ景観、濠沿いの水辺空間への配慮などの、区域内の地域ごとに配慮すべき項目を記載します。以上で改正点②～④の説明を終わります。

○下村会長

はい、説明ありがとうございます。

まず、どうしようかな、2、3、4とあるんですが、まず2の内容ですね。ここから順番にいかせていただきますでしょうか。2、3、4、どっからでも結構なんですが、ちょっと散漫になるかもしれませんので、これ3ページになりますが、改正案2、地域別景観形成。これ7つの地区ごとにざっと御紹介いただきました。この改正につきまして、特に市街地のほうですね。周辺のほうは文言修正だけになってると思うんですが、何か地域別でお気づきの点があれば、御意見いただければと思います。いかがでしょう。

○林委員

市街地ではないんですけれども、丘陵地景観の御説明の中で、ちょっと私がこの辺りの土地勘がちょっと薄いものですから、ちょっと分からないので教えていただきたいんですけれども。逆瀬川の周辺で住宅地開発が起きていると。それに関しては、丘陵地景観ということで、それに、その区域に合ったような緑豊かな住環境の形成を図るというふうに書いてることなんなんですけれども、そもそも宅地開発がされているのであれば、丘陵地と丘陵市街地の境目とかをこう分ける、変更する、つまりエリア分けを変更するという事はないんですかね。ちょっとその辺りがちょっとよく分からないんで教えてください。

○事務局（仲村主査）

そうですね。今回の7つの地域別の区分につきましては、大きな観点で区分しております。景観特性を見てまして。自然景観と歴史文化景観と。

○下村会長

すみません。ちょっとページを紹介いただきながら。これ、同じ8ページも3つ図があるんですが、どこのどの部分を見てお話聞いたらよろしいですか。

○事務局（仲村主査）

ごめんなさい。この私がしゃべろうとしたのは資料ではないので、ちょっと。今、先生に説明をいただいたのは8ページのことについてなので。

○林委員

そうですね、はい。

○事務局（仲村主査）

パワーポイントでお示しします。口頭で。もともとのこの7つの区分につきましては、南部丘陵から台地、平地、海へとなだらかに連なる自然景観、古代から現代に至る長い歴史の中で築かれてきた歴史文化景観、市街地形成の経緯による特徴がある市街地景観というところの大きな枠組みで見てまして、今回、この枠組みというのは変わらないというところを進めているので、今回、逆瀬川のところにつきましては、丘陵地景観のところで発生していましたので、そちらに追記させていただいております。

○林委員

ということは、この市街地景観と丘陵地景観のその何ていうんでしょう、ゾーニングの根拠というのは、この地形的なものなんですかね。ちょっと私、市、逆瀬川のところがもう少し奥まった丘陵であるので、市の景観計画としては、あくまで丘陵市街地じゃなく丘陵地としておきたいというような意向ということですかね。ちょっとすみません、その辺りがいまいち意味が。

○都市計画部長（羽間）

おっしゃっていただいている、その逆瀬川周辺の住宅地と、それと9ページに出てます丘陵市街地景観、この2つの町の、その要は、形成の過程がちょっと違うので、その辺をちょっと御説明させてもらいたいと思います。

まず9ページにあります丘陵市街地景観。こちらのほうは、ニュータウン事業ということで、大規模な住宅市街地ということで開発されたニュータウン区域を中心に丘陵市街地景観とさせていただいてる。

で、8ページの一番右の丘陵地景観にございます逆瀬川周辺のところについては、堺市の宅地開発の条例で、一定期間、市街化調整区域でも、市街化区域の縁辺部の一部については住宅開発を認めるという開発制度をちょっと運用していたことがございますので、そういうその市街地の成り立ちがちょっと違うということも含めて、逆瀬川周辺のところは丘陵地景観のほうに入れてるということございます。

○林委員

はい。経緯はすごく分かったんですけども。そうか。はい。承知いたしました。

じゃあ丘陵市街地景観のほうは、ニュータウン開発のところ市街地景観というのは理解したんですけども、それとはちょっと違う方向で、市街地を目標と定めたいというような意図があって、こちらにしてらっしゃるような感じなんですか。

○都市計画部長（羽間）

まあそうですね。逆瀬川のほうの住宅地開発というのは、市街地を発展させるニュータウ

ン事業とは違う手法で開発した住宅地ですので、あくまで南部丘陵の8ページの丘陵地景観にある、この緑で着色されてるような、この自然景観とマッチしたような住宅地開発、ニュータウン開発とは違うという意味なので、こちらの丘陵市街地景観のほうに編入してるというか、こちらのエリアに入れてるということでございます。

○林委員

分かりました。じゃあ、ちょっともう一つ、今のお話を受けてお尋ねをしたいんですけども、堺市さんの条例のほうで、市街化調整区域の中でもちょっと条件付でこう宅地開発できるという話があったんですけども、そういうところはこの丘陵市街地景観に分類されてるエリアの中で、まだまだたくさんあるような感じなんですかね。

つまり、今回のところが本当に特殊で、これ1つぐらいで終わるのか、それとも今後もっと市街地が増えていくような形なのかというところをお伺いしたいです。

○都市計画部長（羽間）

その条例はもう廃止してますので、今後増えることはもうないです。

○林委員

分かりました。ありがとうございます。

○下村会長

はい、ありがとうございます。

林委員からの質問がございました8ページの右上の図ですよ。この逆瀬川縁辺沿いに、ほぼ薄い緑か、緑が塗ってあるというのは、これ左のほうを見たら、完全にこれ左と一緒にすよね。緑の景観って書いてあるのと、農地、集落の景観、これがかぶってあるところ辺りに、この住宅地というのは位置するんでしょうか。

この8ページの右下の赤、括弧の枠の中の「まとまった」って書いてある4番目ですよ。これが該当する場所というのが、右上の図でマーキングされてないように思うんですが、そういうことは特に図化する必要はないんですかね。逆瀬川周辺辺りというのは、薄い緑の農空間系の話になって、山手のほうは濃い緑になって、緑の景観ってなってるんです。

で、まあ住宅景観じゃないという理解なので、逆瀬川周辺の住宅地、このイメージが皆、今、持ててないので。写真だけ拝見すると縁辺に、どの沿線に出てくるような住宅なのか、少しこう面的に広がってるような場所なのか、この辺りが少し分かりづらいように思うんですが、この辺りいかがでしょう。

○都市景観室主幹（大石）

はい。P8の逆瀬川周辺という写真なんですけども、濃い緑のエリアになってます。緑の景観で、オレンジ色の線が府道になってまして、それが写真に映ってる右下の道路の部分になってくるんですが、この府道から緑の、奥のほうに向かって開発の道路が延びていきまして、その奥に一団の住宅開発された土地が広がっているという状況です。緑色の緑の景観の

エリアになってきますので、背後には、この写真の後ろの山みたいなところのような景観が広がっています。

で、こちらの開発については、開発地内でも景観協定等巻きまして、この南部丘陵の立地というところも配慮した形で一応開発は行われているという状況でございます。

○下村会長

はい。ですから、この8ページの右上の図、これは土地利用図ではないので、景観形成のゾーニングの図面のように位置づけると、緑の景観で一色に塗つといて、中には住宅団地もあると、そういう理解なんですけど、ちょっと分かりづらいことは分かりづらいと思うんですがね。ですから、緑の景観に配慮すべきゾーンですということに、本当は住宅開発の、ね、開発が少しかつて出てくるようなイメージが本当は中に含まれてる、それが図面には表現されずに、文章で特定されてるので、これ誰しもがやっぱり、林委員おっしゃるように、ちょっと分かりづらい点もあるということかと思っております。

これでいいですかね。先ほど申し上げたように、土地利用図ではないんで。まあいいですかね。

○林委員

はい。私がちょっと聞かせていただいた意図は、こういうふうに市街地開発が今後進んでいくというときに、もしそういう可能性があるのであれば、もうちょっときちんとこう何ていうのかな、方針を書いたほうがいいのかと思ったんですけど、ここだけだという話で、もうあとはほかの自然の、基本的には保全の方向性ということで進めていくということなので、もう了解したということです。ありがとうございました。

○下村会長

はい、ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○天野委員

5ページです。5ページの主な改正の2番でございます。対象の設定というところ。「これまでの対象であった大規模建築物に加え、景観上突出する懸念のある中規模建築物を誘導対象に加える」と、こう書いてあります。で、その下に、（高さ10メートル超、地上4階以上、延べ面積500平方メートル超）こう書いてあるんですけども、実はここに書いてませんけども、将来にわたって南海トラフ地震が来ると言われてます。そういうものとの整合性はどう考えてるんですかね。例えばこのエリアは、南海トラフが来ますと大きな津波に襲われます。そういうエリアの中にこういうことが出てるわけです。

したがって、そういうことを頭に起きながら、この説明をしないとおかしくなるんじゃないでしょうか。それについて教えてください。

○下村会長

はい。まあ景観と直接関係ないというんですか、なかなか対応しにくい御質問かとは思いますが、開発許可であるとか、建築基準法であるとか、あとはどうでしょうね、防災関係のほうとの、バッファゾーンの関係もあると。バッファゾーンというか、景観のバッファじゃなくて、ハザードのほうのゾーンとの関係もあると思うんですが、そういう御質問かと思うんですが。この辺りは10メートルではどうですか、低いということですか。あ、もっと高くしろということですか。

○天野委員

10メートル低いです。津波が来ますと、少なくとも最低でも10メートル以上のものが来ます。景観を重視するのか、災害を重視するのかというところの問題があるんです。今、検討してるのは景観ですからいいんですけども、景観ばかりやって、最終的にはそういう問題が出たときに、どうするんですかということのを伺ってる、私は聞いているわけです。

○建築都市局長（澤中）

会長、よろしいですか。

○下村会長

はい。

○建築都市局長（澤中）

決してその津波のときに、通常言われる津波避難指定ビルとか、そういうふうなものを排除するというのではなくて、今回のこの改正点で申し上げますのが、ここにも書いてますように、今まである大規模建築物に加えて、例えば形態でありますとか色彩でありますとかということの中規模建築物にも対象に入れるということですので、高い建物を全て排除するという、そういうことでは、この景観計画の中では、それはうたっておりません。

○下村会長

逆です。もっと建物を高くしてくださいという御意見なので。

○建築都市局長（澤中）

いや、そっちはですね、むしろ都市計画のほうで、例えばその容積率でありますとか、用途地域によってしていておりますので。

委員さんおっしゃられてるようにその、そういうことも大事やというのはよく分かるんですけども、今回の景観計画の内容でここに記載してるのは、あくまでも景観上の話で、天野委員がおっしゃっている、そちらのほうは、別途、防災でありますとか、そういうところで当然議論していく話かなというふうには考えております。

○天野委員

いや、だからね、分かっていますよ。分かっていますけどね、それと整合した形で考えていかないと、あくまでも防災は防災で、景観は景観やというように両道で走ると大変なことになりますよ。景観はよかっても、町が潰れてしまつたら、どうするんですか。何もできませんよ。

○下村会長

御質問なんですけど、景観で建物の色をどうしましょうかとか、建物の屋外の緑をどうしましょうかとか、そういうもののルールを今決めていこうということを、御意見、前から頂戴しております、そのときに、10メートルよりも高い建物を建てておいて、垂直避難ができるような形にする案件については、別途設けられて、いろいろ場所によって、内水氾濫であるとか、外水の、それから津波、高潮、土砂崩れ、あ、土砂災害ですね、は、4つ、5つの災害に対するハザードが考えられて、いろいろ基準を決められたり、どこに住んだらいいか、どこに住んだら駄目なのか、これ都市計画の立地適正化のほうなんですけど、そういうふういろいろ考えておられる中で、最終的に高い建物を建てたときに、色や形はどうしたらいいか、10メートル以下の場合はどうしたらいいか、10メートルを超えた場合にはどうしたらいいかというのを、今、議論させていただいております。その基準が高かっただけじゃなくて、10メートルまで下げて、いろいろ景観に配慮するというふうな御意見が今出てきたという説明がありました。

ですから、考えてないこともないんですが、その高い建物や低い建物の形や色をどうしようかということなんです。それについて御意見があれば。

○天野委員

いや、何回も私申し上げてるように、今、審議してるのはそのとおりなんです。この審議に対して私は文句を言ってるわけじゃないです。

○下村会長

そうじゃないんですか。

○天野委員

ただ、こういうことをやったときに、当然ながら附帯事項としてそういうものが考えられますよ。そうすると、将来にわたって、その部門ともう少し密接な連携を取りながら文言を入れとくべきじゃないでしょうかというふうに私は申し上げます。

○下村会長

例えば、どういうふうに文言入れればよいか、御指南いただければ。

○天野委員

いや、だから少なくとも危機管理と、そういう部門と連携取ってますいうのをね。取ってますか。取ってませんよね。

○建築都市局長（澤中）

この景観計画では、危機管理との連携というのはいないです。

○天野委員

そういうものの中に加えるべきじゃないんでしょうかと私は申し上げてるわけです。

○下村会長

御意見としては、まあ安全・安心の面では非常に大事なお話で、基本計画であつたりとか、土地計画のマスタープランであつたりとか、あとは防災計画、地域防災計画等々で十分御対応いただきながら、基準法にのっとり、都計法にのっとり、しっかりとやっていただきながら、この景観、開発で出てくる、開発審査で出てくる、申請で出てくるような、やっぱり景観にも配慮していく、そういう意味では連携を取ってやっていただく必要があるというふうにも私も思います。

非常に大事な御意見なので。ですが、この辺りの10メートルに対しての御意見ということに関しては、ちょっと直接、景観とはこう、触りにくい、この防災の基準値からですね、とは思いますが、事務局いかがでしょう。

○都市計画部長（羽間）

今、御意見いただきましたので、この景観の観点で、例えば、下村先生がおっしゃっていただいたように、こういう対象地域の中で、もう誘導対象を広げるという中の観点で、危機管理部門ともちょっとお話しさせていただいて、さっきおっしゃっていただいたように、津波防災ビルの指定云々というお話もありますので、そういうお話をちょっとさせていただきたいと思います。以上です。

○下村会長

はい。今の社会情勢を踏まえますと、決して忘れてはならない、飛ばしてはならない安全・安心の話ですので、その辺りで景観がどこまでこうジョイントしながら一緒にできるかということも、防災の所管課とちょっと一緒に御検討いただけたらと思います。

○都市計画部長（羽間）

はい。

○下村会長

はい。ありがとうございます。

○天野委員

はい。

○下村会長

ほか、御意見、いかがでしょう。はい、どうぞ。

○松本委員

今の5ページの主な改正の（2）なんですけどね、中規模建築物というところで、高さ10メートルってなってるんですけど、これ、全ての建物に該当するんですかね。例えば10メートルなんで、一般的な住居もあるかも分からないんですけど、そこも関係してくるということでしょうかね。

○事務局（仲村主査）

はい。ボリュームとして、そういった中規模の建物が突出した感じを与えているというと

ころから設定していますので、この高さ、または階数、延べ床面積、どれかに対象であれば、全ての建物が対象になっております。

○松本委員

この辺は、一般住宅で3階建てというのではないんですか。

○事務局（仲村主査）

あります。

○松本委員

3階建てやったら、屋根の瓦のところで10メートル超す建物もあるかと思うんですけども、それも入る？

○事務局（仲村主査）

そうですね。3階で10メートル超えるってあんまりないのかなとは思いますが、超えられてる場合はもちろん対象になります。

○松本委員

はい、ありがとうございます。

○下村会長

まあそれぐらいしっかりやっていくというような意思表示だと思います。特に、ここは堺全域じゃなくて、環濠の今回重点をかける地域ですので、現行の木造建物ではなくて、建て替えが起ったときに、3階で超えてくる可能性はなきにしも、上にのけると出てくるかとは思うのでね、その辺りはしっかり見ていきたいというふうなお話だと思います。という理解ですよ。

はい。よろしいですかね。はい。ありがとうございます。ほか、いかがでしょう。

ちょっと私のほうからよろしいでしょうか。ここ、歴史的風致がかかっているというふうなお話がありました。これ、堺の歴史的風致の地区指定というのは、この環濠だけですか。ほかにも一緒に合わせて歴風やっておられるのか、これが1つと。

で、歴風というのは、10年間の協議会設けて国のほうに毎年進捗管理していかなあかん。その協議会の中には、史跡・文化財のみならず、通常、都市景観であるとか、農業景観、農業委員会とか土木とか、史跡以外も一緒にやらせていただいた。ほかの市でちょっと関連してるところがございまして。そこではきっちりと、事業に対する、そのモニタリングですよ。事業評価を毎年、国報告、これやらせていただいている。ほかの市でちょっと経験がございまして。

で、そうすると、今回、重点にかけたときに、史跡ですので、目に見えない文化遺産等々があるのと、建物が立面的に出てくるような資産と、これ両方存在するというのが歴史的風致なんで、その辺りの景観基準等、歴史的風致の向上計画の中でのすり合わせは、これはしっかりやっていただいているという理解で、もちろんよろしいですよ。あと、進捗管理も含

めて、歴風のほうがきついと思うんですよね。その辺りのちょっと関連を教えてください。

○都市景観室主幹（大石）

はい。堺市のほうのも歴史的風致維持向上計画策定しておりまして、その中の重点区域としまして、百舌古墳群周辺地域と環濠都市地域が位置づけられております。景観計画においても百舌古墳群周辺地域と環濠都市地域は、従来から指定は、重点地域としてはしていたんですけども、今回はその環濠都市地域について協議を進めていくべく届出の対象にするというところがございます。

歴史的風致維持向上計画につきましては、進行管理とかをしております事務局は、文化財課と都市景観室、我々のほうも参加しておりまして、毎年の進捗管理の中にも景観施策の状況ということで、認定の件数ですとか、屋外広告物の適正化の件数ですとか、そういったところを報告しておりまして、歴史的風致のほうと、もちろん連携しまして、そちらと景観計画、景観施策を一緒に両輪で進めているというところがございます。

○下村会長

はい。その辺りまではほぼほぼ予想どおりでやっていただいていると思うんですが、いや、だから向こうでやられてる、その重点かけたときに、いろいろこう基準値を、ここで言うマンセル値じゃないのか、橙色って日本語で書いておられるので、これ、多分、マンセルの数値のY R形とかRの意味だと思うんですけど、こういう基準というのは、歴風のほうではつくっておられないという理解ですか。で、やっとな建物の外壁の色を規制する、これは景観のほうでやっとな入れるという、そんな理解でよろしいですかね。

そやから、今までの方は、景観が入ると、ちょっと厳しなったなって、そういうイメージを持たれる、そういうふうな感じですかね。

○都市景観室主幹（大石）

そうですね。歴史的風致のほうで、特段、色の指定をしているというわけじゃなくて、今回、景観計画のほうで指定していくということになっていきます。

○松本委員

不適格が出てくることはない、ということやね。

○下村会長

まあ、このマターでないかもしれませんが、今後、重点の進捗管理、歴風のやつがこっちに出てくる可能性もあるので。そうなったときに、現在のところ、既存不適格がこれ大分発生するとかということは特段ないですかね。

○都市景観室主幹（大石）

現状の色彩で、今回の規制で基準を超えているというのは11件あるというのは確認しております、こちらについても、塗り替え等の際には対象になってきますので、今後、指定していく中で対象となるものについても、事前にお伝え等していきながら、今後進めていき

たいと思っております。

○下村会長

はい。状況も含めて、よく分かりました。はい、結構です。ほか、何か。はい、どうぞ。

○林委員

はい、すみません。同じく環濠都市地域の話なんですけれども、誘導対象に中規模建築物を加えるというのはすごくいいことだと思います。やっぱりこの地域は、何ていうんでしょうね、いわゆる、その歴史的な建築がそのまま残っているという部分がやはり限られているという印象を、これから更新されていく建物のほうに、規制をかけるというよりも、もう少し配慮を少しずつお願いしていったって、いい方向に誘導していくという形で魅力をつくっていかなければならないという多分方針だと思うので、誘導対象に加え、色彩以外は基準をつくって、それだけクリアすればいいという方法ではなくて、やはり対話の中でもう少しこういうところを配慮してほしいというところをお願いしていくという方向しか、やっぱないのかなと思うので、すごくいいと思うんですけれども。

しかも、今回、例えば、沿川の眺望が望める眺望点からの眺めとか、あとは地割の継承とか、少し踏み込んで、具体的なメニューを書きいただいていると思うので、こういうのがあると、誘導のときにも言いやすいので、ここをどこまで具体的に書いておけるかというところが勝負みたいところかなと思うんですけれども、やっぱり内容としては、今書きいただいているようなものが、精いっぱいというか、ぎりぎりのラインというような認識ですかね。もうちょっと具体的なところで、この計画の中でうたうとかというところはやっぱり難しいですかね。

○都市景観室主幹（大石）

はい。景観計画の中では、地域特性の配慮としまして、エリアごとに配慮すべき事項を書いてまして、今書いてあるポイントというのは、基本的に重要であるということを書いております。で、この後、計画策定していく中でブラッシュアップしていくというのが1点と。今回、この後の審議事項でもありますガイドラインというのを今後策定していくと。その中で具体的な例を示しながら、イメージを持っていただいて設計していただけるように協議していきたいと考えております。

○林委員

分かりました。ありがとうございます。

○下村会長

はい、ありがとうございます。大分意見が出ました。皆様から頂戴した意見、貴重な意見が多いので、事務局でしっかりと御対応いただけたらと思います。

それと、今日、御欠席の先生、委員3人ほどいらっしゃいますが、何か事前打合せや事前ヒアリング等で何か出てきた意見があれば、ここで御紹介いただくということでもよろしい、

よろしいでしょうか。事務局、何かありますでしょうか。

○都市景観室主幹（大石）

はい。本日御欠席の中嶋委員のほうから意見を頂戴しておりまして、資料1の4ページ目なんですけども。公共施設、公共事業の積極的な景観形成の追記という項目のうち、右側の赤い四角の一番下のほうに、もともと「その他」という項目で6番目として、1から5の下の6番目として、その他の公共施設、「その他事項」として記載していた項目があったんですけども、1から5点に具体的な公共施設等挙げてる中で、6番目に「その他」として記載すると、1から5以外のその他の公共施設というように見えますので、「その他」という項目ではなく2点目として別の表記にしたほうがいいのではないかというような意見をいただきまして、本日のお配りの資料では、2点目として、「整備における配慮事項」、全体的に配慮していただきたい事項として、「整備における配慮事項」として修正しております。以上です。

○下村会長

はい。今御紹介いただきましたように、見出しをつけるときに、最後のところだけ特出しするような形のほうがうまいんじゃないかなというような御意見で。このほうがよく分かると思いますので、特段問題ないと思いますので、皆様から何か特に御異議がなければ、この修正案で参りたいというふうに思います。

はい、ありがとうございます。

こういうふうに、公共施設に関して、前回よりもかなり明確に項目立てて基準決められたことは、非常に、何ていうんでしょう、バージョンアップされたなというような印象を持っております。

ちょっと古くは府のほうでも、当初立上げ時からずっとお手伝いする中で、公共施設造ってるということで、割とざっと書いてはおったんですが、今回そこぐらいまでは来たと思いますので。特に、市の民間施設が建物、建築物、建造物建てられるとき、公共施設が違反してたりとんでもなかったら、やはりまずいとずっと思ってきてまして、ある一定の基準値をつかって、内部の他の所管課からきっちり御相談いただくということを堺市は前からやっていたので、結構、公共施設に対するアドバイザーなんかもやらせてきていただいた経験はございます。それを明確化して、こういうふうに文章化していただくということは非常にありがたい話なので、私はこれに大賛成です。すみません、個人的な意見ですけど、よくなったなというような印象は持っております。

ちょっとしゃべりながら、ほかの皆様の意見が出るのをお待ちしてるわけなんですけど、何か。ああ、はい、どうぞ。

○小野委員

すみません、5ページの中で、地域特性への配慮等ということで書いてありまして。その

太字の「大小路筋や」のところの2項目めなんですけれども、「SMIプロジェクト等に基づく公共空間改変とあわせた景観形成」とあるんですけれども、これは、ちょっと具体的にどういったことなのか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○下村会長

はい、ありがとうございます。5ページの右の主な改正点のところの(3)の真ん中辺りですね。この辺りちょっと詳しく御説明いただけないでしょうか。

○建築都市局長(澤中)

会長、よろしいでしょうか。

○下村会長

はい、どうぞ。

○建築都市局長(澤中)

SMIプロジェクトは、堺・モビリティ・イノベーションという略称なんですけれども、何ていうんでしょうか、回遊性を高めるというのが1つ大きな目的になっているプロジェクトでございます。堺東から堺駅までのARTという言い方をしてるんですけれども、最先端の交通システムを通してということで、回遊性を高めると言ったときに、やっぱりウォークアブル、歩いて楽しい、で、見て楽しいというような空間を生み出していかないと、やっぱりそのプロジェクト、新たな交通システムを通すだけでは、それはできないと思ってますんで、例えば、その大小路筋の道路空間を活用した景観形成でありますとか、そういうふうなことをイメージして書かせていただいております。

○小野委員

はい、ありがとうございます。その中で、ここのエリアといいますか、歴史的文化資源とか、そういうところの視点がありますので、このSMIプロジェクトの中でそういった位置づけに、ここは環濠都市としてなるかなというふうに思うわけなんですけれども、ここを積極的に歴史的なものが感じられるような、そういった空間形成を積極的にちょっとやって、民間の協力も得ないといけない地域だと思うんですけれども、しっかりとそこをお願いしたいなというふうに思っております。

で、SMIプロジェクトの中では、この大小路筋と大道筋の交差するところ、かなり広くなってるわけでありましてけれども、ここにスペースをつくるというようなお話もございます。その上で、やるのであればしっかりと、その歴史的なものが感じられるような、そういったところをしっかりとできるような形で誘導をお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○下村会長

はい。非常に貴重な御意見かと思えます。うちの研究室も、十数年前に、実は大小路通り、シンボルロード整備計画、これ何回も見直しをされながらLRT入れるか入れないかという

ような議論もあつたりとか、その中で大小路通りのクロスされる、昔の環濠でいうと、一番海へり、海側のへりですよね、大小路と。大小路というか、宿院の通る、あ、宿院じゃない、もう一つ向こうの大道筋のところというのは。それとやはりクロスするようなところというのは非常に大事なポイントでもあって。

その中でちゃんと、これからいろんなプロジェクトが動くときに、景観的配慮というのをしっかりと御担当課のほうで盛り込んでいただきたいと。いろんなプロジェクトが動いていく中で、建築基準法や都市計画法は遵守されるんですが、景観がどうしてもこう抜けがちになってくるときに、しっかりとマスタープランの中、基本計画の中で、景観配慮、そういうところを盛り込んでいただくようなことが、ゆくゆくの景観指導や景観アドバイスなんかにもやっぱりつながっていかうかと思っておりますので、できるだけ積極的に市のビッグプロジェクトの中には、景観的側面は配慮いただいとというのがまあ関連するメインのお話だと思っておりますので。やはり、そういう公共施設の整備、沿道整備、この辺り、しっかりと意見が言えるように、計画の中に書いといていただくと言えますので、その辺りはぜひ、よろしくお願ひしたいというふうに私も思います。

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

はい。大分時間も押しておりますので、次に参りたいと思っております。引き続きまして、5と6ですかね。

残っているところを、事務局より御説明お願いします。

○事務局（仲村主査）

改正点⑤および⑥についてご説明いたします。改正点⑤の、ガイドラインの改正についてですが、これまでの大規模建築物や景観地区での景観誘導によりみえてきた運用の課題に対応するため、別冊のガイドラインをより使いやすいものへと改定します。

現在は大規模建築物等の景観形成ガイドラインと、景観色彩ガイドラインの2冊に分かれているものを、1冊に統合し、時代潮流に応じた観点や新たな技術への対応を踏まえた内容に改定する予定としています。堺市内で建築行為をする際に、事業者等がこのガイドラインを参考にすることで、景観計画で示している、良好な景観形成に資することができる、というものにしたいと考えています。

資料の1ページ目にお戻りください。主な改正点⑥その他につきましては、今後、詳細を検討していきますが、第4章の景観形成の推進方策のなかで、屋外広告物による景観形成について、維持管理の観点を充実させたり、住民主体の景観形成の取組において、周知啓発等の観点を充実させるなど、当初の計画を補完するような内容を追記します。特に、住民主体の景観まちづくりに関しては、景観賞の実施による啓発や、出前講座など、今まで以上に、普及、啓発など広報活動に力を入れていければと考えています。以上で改正点⑤⑥の説明を

終わります。

○下村会長

はい、ありがとうございました。

ガイドラインの改正案等のお話がありました。前回のこの2冊、大規模建築物等というのと、色彩、これを1冊に仕上げガイドラインを作成する、そういうお話でしたが、まだ中身がどうなるかというところまでは議論はなされておられません。これを改正するという、そういう意思表示でございます。

ですので、これはどんな意見を出したらいいのか、なかなか難しいところですが、いいよ、悪いよか、結構ですということになるような、中身については、これ、年度内にやられるんですかね。これ前、ちょっと聞いたような気がしますけど。これは委員会のマターではないんですかね。

○事務局（仲村主査）

委員会、ちょっと景観計画とは別冊となりますので。

○下村会長

ですよ。はい。

○事務局（仲村主査）

はい。ちょっと別で考えております。

○下村会長

ですから、意思表示をして、事務局、これ見直して、さらに指導していくとき、もしくは民間の方が、事業者の方が設計される時等に有効活用できるものに変えていきますよ、いいですかという、そういう質問でよろしいですかね。

○事務局（仲村主査）

そうですね。いいですかもありますし、他都市の事例とか、もしよろしい事例等お持ちでしたら、ちょっと御意見いただけたらなと考えております。

○下村会長

なるほど。はい。ありがとうございます。まあこういう視点を入れたらどうですかとか、何かございましたら。

実は、今、これいっぱいやりかけてまして、ほかでもガイドライン、今作ってる所、何個かあって、2つほどかな、どうしようかということをやってますので、また、細かい点は個別に何かお話しできればとは思いますが、それとマニュアルとの違いね。具体的にガイドラインはこういうふうに冊子にしますが、窓口でこんなどうですかというところを全部ガイドラインに入れるのは大変なんで、別冊でマニュアル作ろうかという意見も出てるようにしておりますので。その辺りも含めて何か委員の皆様から、いかがでしょうか。ざっと今の、現行の2冊御覧いただきながら、もしお気づきの点があればお願いしたいというふうに

思います。

あと何か、どっかで見たガイドライン、非常にいいですよとか、そういうこともあれば、ちょっとお話いただけるとありがたいです。あ、どうぞ。

○林委員

いいマニュアル、いいガイドラインをこう御紹介できるわけじゃないんですけど、質問です。今回、御作成されるガイドラインには、公共構造物のことも書かれている予定ですか。今、見させていただいたら大規模建築物と色彩だけだったので。例えば、橋とか河川空間とか、そういうものに関するものは作成されるのか、されないのかというところを教えてください。

○都市景観室長（池田）

橋とか、その辺の工作物については、今現在も協議して、色のほうは概ねこういう形にしてくださいねという話をさせてもらってまして、それも引き続きでやらせていただくことになりますし、あと、国とか、そちらのほうからもガイドライン、公共の附属物とかね、そういうものもガイドラインでありますので、必ず見て設計なりを出してくださいと。というのも、まずは景観のほうに御協議いただければという形で、積極的にちょっと関わっていききたいなというふうには考えております。

○林委員

分かりました。自前で作成しなくても、そういう既存の国とかがもちろん作ってるのがあると思うので、それを積極的に、先に一覧化して御紹介していただけるようにしていただければと思います。ありがとうございます。

○下村会長

ほか、いかがでしょう。

堺市に特化したガイドラインなので、大きな方向性は恐らくこんな感じになってくると思うんですけど、ほかの、県も違うんですけど、今日ちょっと事務局と一緒に、お聞きいただいているところの方とも一緒に、コンサルタントの方と一緒にやったところが実は奈良県のほうにあったときに、やったのは、まず景観の捉え方。例えば、建物は地形に合わせたようなことをやると周辺景観になじみますよとか、いわゆる、こんなことをやれば、例えば、崖のり面は建物の前にちゃんとこういう植栽帯をやしましょうとかというふうな、景観の構造の捉え方、これを30ほどパターンランゲージとして、こういう場合はこうしましょうという、そういう概念整理をやった記憶がありましてね。で、それはもう冊子で。だからちょっとボリュームが増えちゃうんで、時間もないので、あんまり、絶対ここでやる必要はないんですけど、非常にマニュアルなんですけど、これをやってるときに、景観というのはまずこういうことを押えていきましょうというふうな、そういうモデルパターン図、それが景観の概念図というんですかね、そういうものを紹介して、絵を入れて、言葉で書いて、それを30

やったかな、31、つくって、冊子の中に、これの倍ぐらい、3倍ぐらいの冊子にしてお配りして。もし参考になるんやったら家にもまだ残ってると思うので、またお持ちしますし、生駒市なんで、言ったらお持ちかもしれませんので、ちょっと御参考にされて、頭にそういうふうな景観の捉え方というのを、本市の市街地、田園、まあ山手までは要らないかもしれませんが、だから眺望景観を考えるとときにはこういう考え方でやってくださいとか、借景を捉えるんやったらこうしてください、地形で合わせたり、土地利用に合わせたりするときにはこういう景観形成をやっていかなあかんという、その景観の考え方です。

この辺りは、本当は景観について取り組む最初としては非常に勉強になるといったら大変失礼な言い方なんですけど、そういうものを整理した、本当に読み本として楽しめるぐらいのやつにしようと言って作った、もう大分前ですけども、記憶があります。

ですから、そんなんを頭に入れると、単純なガイドラインじゃなくて、あ、景観ってこういうことを考えていかなきゃ駄目なんやなということを、事業者の方々やクライアントの方々や、建物をお持ちのオーナーの方に御理解いただくための、まず考え方の資料。これはこうしてください、ああしてくださいというのは見本例なので、それが要るかどうかはまた事務局で御検討いただけたらとは思いますが。

いや、これが悪いと言ってるんじゃないで、これのもう一つ前の段階で、なぜこういうことが要るのかなというふうなことの、そういう冊子です。ですから、これはどれぐらい、時間もかかりますし、費用もかかると思いますが、その辺もちゃんと事務局で御判断いただいてということで、絶対やっていただきたいというわけじゃないんですが、そういう事例もありますということでございます。

何か。はい、どうぞ。

○花田委員

御参考になるかどうか分からないんですが、たまたま知っているというだけで、すごく優れているという事例ではないかもしれませんが、広島市が、景観計画のガイドラインを作っちゃって。で、特に事前協議要綱って言ったかな、そのガイドラインに沿って協議をするんですが、多分、同じようなことを考えてらっしゃると思います。で、ごめんなさい、私うろ覚えなんですけど、そのときに、景観は市民共通の資産だというような捉え方でした。市の担当者のお話聞いてたら、建築前はかなり厳しく事前協議してるような感じがありました。ただ、広島市は御存じのように原爆ドームがありますし、ああいうふう、大きな資産、堺市さんの古墳もそうかもしれませんけど、そういうものがあって、というのがまずベースになって、それが共通認識としてあってというのがあったようです。景観をどういうふう捉えていたかというのは、すみません、覚えてないんですけども、すごいなと思った記憶がありまして、今思い出しましたので、もしよかったら、また御覧いただけたらと思います。ありがとうございました。

○下村会長

はい、どうもありがとうございます。

そういう参考になる御意見、もし皆様お持ちでしたら、ぜひ。後で思い出された場合は、また個別に事務局に御連絡されると全然役立てると思いますので、御協力よろしくお願ひしたいと思います。

あとね、ちょっと私から、これ前のやつを拝見しておりますと、後ろのほうにチェックシートが載ってるんです。50ページ辺りから書かれているチェックシートです。で、これ、申請のときにここに書かれているように、例えば51ページで言いますと、地形、自然特性への配慮というのが一番左上のA1のところがございます。で、ここに書いてあることを、事業者さんによっては、これ、オウム返しで書いてこられる事業者さんが結構あるんですね。例えば、景観形成を図ってくださって書いてあったら、何も書かずに「景観形成を図りました」とだけ書いてくるような回答が結構、数割出てくるので。ほかの市ですけど、ここに、右側の欄に、丸、丸、ペケ、ペケって書きながら、どこどこに、こういう点に、こういう点を配慮して、こういうことを計画しました、デザインしました、こういう様式を用いて、こういう点に配慮しましたという具体的に参考文章を右にこう薄く、紫文字か青文字か何かで入れておいて、別途でもいいんですが、例を示しといて、おうむ返しで、周辺景観に合わせてくださいと言ったら、「周辺景観に合わせました」という回答じゃない回答を書いていたくような工夫がどっかに盛り込めないかなと思います。

これは参考意見なのかどうか分からないですが、ちょっとこれを拝見すると、ふと思ひ出しましたんで、しっかりと事業者さんに取り組んでいただけるような、書きやすいような表記というんですか、そういうところも必要になってくるじゃないかなという気はいたします。

○花田委員

会長、よろしいでしょうか。

○下村会長

はい、どうぞ。

○花田委員

私、今、お伺いしてて全くの思いつきなんですけれども、例えば「工夫する」としないで「工夫した点」というふうにすると、具体的に書かなくてはいけなくなってしまうのでしょうか。

○下村会長

いや、そういうことなんです。そういうふう具体的に書いていただける逆に工夫をしていただきたいというふうに思っておりますので。

○花田委員

すみません、思いつきで。

○下村会長

はい、どうぞ。

○天野委員

1 ページのところなんですけど、今ずっと見てると、全てこれ建物が主体になってますよね。で、私思うのはね、やっぱり道路の。これも御担当が違うかと思うんですけどもね、道路の中の街路灯。これもやっぱり大きな景観の武器やないかと思ってるんです。

例えば、私のところのエリアで言いますとね、白鷺の駅前。ずっと街路灯がついてるんです。一遍夜来てください。非常にきれいです。そういうことをこの中に加えていけば、さらに町が明るくて、防犯にも役立ちます。また景観にも当然ながら寄与するんじゃないかというふうに思いますんで、ひとつこの中に加えていただいたらありがたいなと思ってます。

以上です。

○下村会長

はい、ありがとうございます。

公共施設の、今回、策定されるところに、工作物とか道路占用物とか、あとは道路占用物か、もしくはストリートファニチャー、まあ一緒か、そういう基準の中に、例えば街路灯、それからボラード等々、道路を占用する物件に対する指導基準というのは、何か特出しで書かれてましたっけ。景観に配慮した色にしましょうねとか。

もう20年、30年前に横浜が初めて都市戦略室というのをつくって、都市を黒と白と茶色にしようということで、もう景観を横出式的にやった戦略室つくったというのがうわさになりまくりました。そのときには、もう全部、当初、コンクリート色だった電柱や信号機、アルミの信号機等々が全部黒に塗られたり、焦げ茶に塗られたんですね。で、馬車道のガス灯は塗ったかな。そういうふうに街路灯、大事な要素であるんですけど、これを公共がつくっていきましょうというふうなデザイン、委員会じゃないので、そういうときに、いろいろ景観に配慮してくださいねということが道路部局にお分かりいただけるようなことが書かれてるか。ちょっと拡大的にお話しさせていただいてますが、そういう基準づくりまで、今回の公共施設における基準の中に入れておくべきなのか、これは議論の中で進めていくべきなのかということかと思えます。

ちょっと公共のところ、これから探そうかなと思って、今、思ってたんですけど、その辺り、工作物とか道路整備局の話というのは、どうでしたっけ。記載はされてるんですけどっけ。

○都市景観室長（池田）

そうですね。ここに今、4ページのところの公共施設整備方針というところで、道路というの一番上に書いてるんですけども、ここに載せるに当たって、道路の関係部局ともお話をさせてもらって。で、実際、街路灯であったりとか、ガードレールであったりとか、そういうのはその国の基準、ガイドラインですね、こちらのほうを参考にして実際やっていく

ということでは言っていますので、うちのほうであえてそれを特出しして、こういうふうな茶色であったり、そういう色にしてくださいということまでは、ちょっと今、書くことは考えてはないんですけれども、いずれにしろ、そういう配慮は、その土木のほうも考えてくれますので、そこは連携しながら協議してやっていきたいと思っています。

○下村会長

はい、ありがとうございます。

道路空間でいうと、そういうふうな道路占用物とか、占拠するものは駄目ですけど、占用物等々の配慮というのは絶対必要になってくると思います。先ほど、橋梁の話、橋ですね、やはりこれも欄干であるとか、特によく出てくるのは歩道橋です、アドバイザーなんかに出てくるのはね。ですから、そういうふうな構造物、工作物というんですかね、建築物と構造物は。建造物関係の関わるような担当部局とは非常にこう連携いただいて、いろんな面でやっぱり景観配慮してください、これはぜひ内部のほうでも御努力いただいて、いろんな計画にちょっと口出しできるような、口出しと言ったらあかんね、ちゃんと加味していただけるような計画の内容や、課を超えた連携を図っていただくような、そういう位置づけになっていただければ非常にありがたいなと思います。

はい、ありがとうございました。ほか、いかがでしょう。

はい、どうぞ。

○松本委員

6番なんですけど、その他。屋外広告物による景観形成において、維持管理の観点って書いてあるんですけど、屋外広告物の更新の手続をするときだと思えるんですけども、なかなか現状では未申請の屋外広告物というのがかなりあると思います。どれぐらいあるのかというのは、恐らくもう把握できない、不可能だと思うんですね。それぐらい数あると思うんです。

で、今の堺の窓口のほうで、そのいろんな体制ではほとんど不可能なので、どうやったらそれが本当に可能になっていくのかということもお願いなんですけれども、いろいろな案を出してやってほしいなというのと。もう一つは、住民主体の景観形成の取組において周知啓発って書いてますけど、こちらもそうなんです。京都なんかは100人体制で、あるいは、ほんとにこれ可能にしてみましたけれども、なかなかその100人というのは無理だと思うんですけども、今の堺のこの体制でね、できるだけこれに近づくような、そういう何かいい案というか、考えていただいてね、進めてほしいなと、このようにお願いするところでございます。以上です。

○下村会長

はい。この意見は非常に今どきの話題でもありますし、やはり屋外広告物は基準値以外、大規模にかかってくる面積要件がありますので、かかってこない屋外広告物、看板とか広告

がたくさん出てくるわけで。

今、話題になっているのは、色彩、デザイン面よりは、やっぱりつなぎ目が危ないとか、落ちたりとか、風で駄目になったりとかって、そういう安全対策というのが、まず第一に挙げられるんですが、それと並行して、やはり景観的な配慮等々を。例えば祇園、京都の祇園なんか全部やり替えましたし、通りとして、やはり何かそういうような取組なんかも誘発できたり指導いただくということもありかなと思います。

で、先ほどお話があったように、広告物、ものすごい調査というのは大変なんですね。ですから、今は車走らせて、カメラ上につけといて、ざあっと撮るだけで、どこの高さにどれぐらいの看板があって、どんだけの面積やというふうな、車で走ったら分かるような、そういう調査方法がもう随分導入されてきますけど、やはり予算が大変なんですよ。ですから、主要道路沿線に限定した調査が、とか、何かこう調査しながら、全域、屋外広告物関係の調査と、あと、対象区域、対象路線等のお話とね、その辺りをすり合わせながら、今後の施策考えていく必要があるんじゃないかなというふうには思います。委員のおっしゃるとおりだと思います。

もう一点は、やはり市民まちづくりというのは、やっぱり人口規模が多くて、役所の御担当課があまりたくさんいらっしゃらないところというのは、十分御理解いただいた上での御意見かと思いますが、やはり積極的に市民活動で景観まちづくりができるような、そういうところにも配慮いただきたい、それも今回のところには追記して書いていただくことになってるかと思いますが、その辺りを今度具現化するような手法を、まあこれができてからになるかもしれませんが、アクションプランとして、先ほど事務局より説明がありましたような顕彰制度、景観賞以外の市民を誘発できる啓発活動なんかも取り組んでいただけたらというふうなお話だったと思いますので、その辺りもぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょう。特によろしいでしょうか。

それでは、まず、2から4につきましては、皆様からは地域別も含めて御了解いただけたかと思いますが、1が終わって、2、3、4まで終わってましたと思いますので、5、6、今度、ガイドライン等について、いろいろ意見は出ましたが、基本的には事業者の人たち、いわゆる事業者、設計者、様々な主体の方が御理解いただけるようなガイドラインをより分かりやすく作っていくということに対しては、御配慮いただきたい内容の話はありましたが、これ、審議会としてはぜひお進めいただけたらというふうなことかと思いますが。

委員の皆様、ありがとうございます。それではほか何か全般通じて御意見ございますでしょうか。

それでは、特に御意見ないかと思いますが、予定しております、本日案件でありました改定の方角性についての視点、6つまでの視点につきましては、皆様から御了解いただいた

ということで、一応、私の議事進行はこれで終わらせていただきたいと思います。委員の皆様、いろいろ御意見いただきましてありがとうございました。

それでは、事務局に議事進行をお返ししますので、よろしく申し上げます。

○司会

最後に、今後のスケジュールについてご報告いたします。

本日いただきましたご意見を踏まえまして、本編の改定案の作成に取り掛かります。秋ごろにこの堺市景観審議会でご審議いただく予定としております。その後、パブリックコメントを経て、今年度末に諮問させていただければと考えております。

本日は、長時間にわたり、熱心なご議論、貴重なご意見、誠にありがとうございました。それでは、これで令和5年度 第1回 堺市景観審議会 を閉会させていただきます。

(以上)

会長

署名委員
